

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を令和2年2月7日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び姶良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年2月7日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年2月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HARD OFF・OFF HOUSE霧島見次店・シェープラザ隼人店・西松屋隼人店
霧島市隼人町見次538番2 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

J A三井リース株式会社 代表取締役 古谷周三

東京都中央区銀座八丁目13番1号

株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本雅之

愛媛県今治市八町西三丁目6番30号

株式会社チヨダ 代表取締役 澤木祥二

東京都杉並区荻窪四丁目30番16号

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村禎史

兵庫県姫路市飾東町庄266番地1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和2年9月30日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,966平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

第1 駐車場 A棟東側 28台

第2 駐車場 B棟北側 25台

第3 駐車場 C棟東側 25台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

第1 駐輪場 A棟南側 10台

第2 駐輪場 B棟東側 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設1 A棟東側 18平方メートル

荷さばき施設2 B棟北側 18平方メートル

荷さばき施設3 C棟東側 18平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設1 A棟東側 5立方メートル

廃棄物等保管施設2 A棟西側 3立方メートル

廃棄物等保管施設3 B棟西側 2立方メートル

廃棄物等保管施設4 C棟北側 1立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前10時

イ 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4箇所 建物敷地北側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和2年1月29日